

芦屋市と甲南女子大学文学部日本語日本文化学科との相互連携に関する協定

芦屋市（以下「甲」という。）と甲南女子大学文学部日本語日本文化学科（以下「乙」という。）は、相互の連携と協力のもと、甲の広報番組の制作他広報活動等公共性の高い広報政策の研究及び実践を通じて、人材の育成及び地域貢献に資することを目的として、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、上記の目的を達成するため、次の事項について相互に連携するものとする。

- (1) 甲は、広報番組を制作するに当たり、企画・出演・制作など実践的な取組に乙の学生が参加できる機会を提供する。
- (2) 乙は、乙に所属する学生に周知のうえ募集し、甲の広報番組の制作に参加する学生（以下「学生」という。）を選考する。

（事業内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協力して実施する。

- (1) 甲は、乙と連携して製作する番組（以下「番組」という。）の企画を学生に提供し、番組制作に当たり必要な技術的な支援を行う。
- (2) 甲は、番組制作に当たり撮影された映像を学生が発信する場合、番組放送上支障にならない範囲で発信できるよう協力する。
- (3) 甲は、番組を広報番組として放送する。なお、放送頻度や時期については、甲によって調整する。
- (4) 乙は、学生に番組制作に必要な支援を提供する。
- (5) 甲及び乙は、番組制作に当たり知りえた情報について、互いに協議することなく第三者に漏らしてはならない。

（有効期間）

第3条 本協定書の有効期間は協定書締結の日から発効し、令和7年3月31日に失効する。

（事故）

第4条 活動中の学生の事故については、乙が加入している「学生教育研究災害傷害保険」・「学生教育研究賠償責任保険」の範囲で補償する。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、問題が生じた場合は、必要に応じ、甲乙間で協議する。この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

（附則）

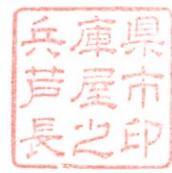
この協定は令和6年4月1日に遡って適用する。

令和6年4月30日

(甲) 芦屋市精道町7番6号

芦屋市長

高島 政輔



(乙) 神戸市東灘区森北町6丁目2番23号

甲南女子大学文学部長

三崎 智郎

